議案第４７号

財産の取得について（学習用タブレット端末一式の購入）

次のとおり財産（学習用タブレット端末一式）を購入したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取得する財産　学習用タブレット端末一式

２　契約の方法　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第８号による随意契約

３　契約金額のうち財産取得に係る金額

３４６，８４８，８１０円（消費税額を含む。）

４　契約の相手方　大阪市北区梅田１丁目１０番１号梅田ＤＴタワー

株式会社　NTT ドコモ　関西支社

法人営業部長　大橋　英俊

令和２年６月９日提出

交野市長　黒　田　　実